

他県等の犯罪被害者等支援条例の概要(平成29年度以降制定)

(H30.10.25神奈川県くらし安全交通課まとめ)

地方公共 団体名	条 例	「二次被害」の定 義	基本 理念	責 務			推進体制 又は 連携協力	相談・支援等の基本的施策							理解の 増進	人材の 調査研究 育成	民間 支援団体 に対	財政上 の措置	その他
				道・ 県	道・ 県民	事業 者		相談及び 情報の 提供	損害 的回復・ 経済 的支援	心身 影響回 復	日常生 活の支 援	安全 の確保	住宅 支援	雇用 の安定					
神奈川県	神奈川県犯罪被害者等支援条例 平成21年4月1日	無	○ 名誉又は生活の 平穩に十分 配慮	○	○ 名誉又は生活の平穩を 害することのないよう十分 配慮	○ 名誉又は生活の平穩を 害することのないよう十分 配慮	○ 総合的支援 体制の整備	○ 各般の相談に 応じる	○ 負担軽減の 施策	○ 心理相談	○ 病院付添い、家事育 児	○ 地域支援の推進	○ 一時的な 住居の提供	○ 情報提供、 啓発活動	○ 情報提供、 啓発活動、 教育の充実	○ 研修	○ 助言	○	○ 弁護士による相談体制の充実
北海道	北海道犯罪被害者等支援条例 平成30年4月1日	有	○ 二次被害への 配慮	○	○ 二次被害への 配慮	○ 二次被害への 配慮	○ 推進体制の 整備	○ 情報提供、 助言、 紹介		○ 保健医療 サービス 福祉サー ビス		○ 一時保護、施設 入所、防犯指 導、個人情報の 適正取扱い	○ 一時的な 住居の提供	○ 事業者の 理解増進	○ 広報啓発	○ 研修	○ 情報提供	○	
埼玉県	埼玉県犯罪被害者等支援条例 (議員提案) 平成30年3月30日	有	○ 二次的被害 の状況等に 応じて適切 に推進	○	○ 二次的被害 への配慮	○ 二次的被害 への配慮	○ 推進体制の 整備	○ 情報提供、 助言、 紹介	○ 経済的助成 に関する情 報提供、助 言	○ 医療サー ビス、福祉サ ービスの提供	○ 必要な措 置	○ 一時保護、施設 入所、防犯指 導、個人情報の 適正取扱い	○ 一時的な 住居の提供	○ 事業者の 理解促進	○ 広報啓発	○ 研修	○ 情報提供、 助言	○	○ 議会への報告(H30年度中に指針を 策定予定)
富山県	富山県犯罪被害者等支援条例 平成29年4月1日	無	○	○	○ 名誉又は生活の平穩を 害することのないよう十分 配慮	○ 名誉又は生活の平穩を 害することのないよう十分 配慮	○ 連携協力	○ 情報提供、 助言	○ 経済的助成 に関する情 報提供、助 言	○ 医療サー ビス、福祉サ ービスの提供	○ 家事・育 児、病 院付添い	○ 一時保護、施設 入所、防犯指 導、個人情報の 適正取扱い	○ 一時的な 住居の提供	○ 事業者の 理解促進	○ 教育、広 報、啓発	○ 研修	○ 情報提供、 助言	○	○ 前文で「二次被害」に言及 ・捜査の過程における配慮
滋賀県	滋賀県犯罪被害者支援条例 平成30年3月30日	無	○ 配慮に欠け た言動により 更なる被害 を与えるこ とのないよう	○	○ 名誉又は生活の平穩を 害することのないよう十分 配慮	○ 被害を理由 とした不利 な取扱いが ないよう十分 配慮	○ 総合支援体 制の整備、 コーディネ ーター配置	○ 情報の提供、 紹介	○ 経済的助成 に関する情 報提供	○ 医療サー ビス、福祉サ ービスの提供		○ 一時保護、施設 入所、防犯指 導、個人情報の 適正取扱い	○ 県営住宅 入居の特別 配慮	○ 就労支援、 事業者への 情報の提供	○ 啓発活動 学校におけ る教育	○ 研修	○ 情報提供、 助言	○	○ 支援従事者の責務
福岡県	福岡県犯罪被害者等支援条例 (議員提案) 平成30年4月1日 (基本的施策は 平成31年4月1日)	有	○ 二次的被害 の状況に 応じて適切 に対応	○	○ 二次的被害 を生じさせ ないよう	○ 二次的被害 を生じさせ ないよう配 慮、就業 配慮	○ 総合支援体 制の整備	○ 情報提供、 助言、 紹介	○ 損害賠償請 求訴訟の援 助、経済的 助成に関する 情報提供、	○ 医療サー ビス、福祉サ ービスの提供、 学校・施設 での配慮等	○ 病院付添 い、家事・ 育児・介護	○ 一時保護、施設 入所、防犯指 導、証人等 として関与 する場合に おける特別 の措置、個 人情報の適 正取扱い	○ 一時的な 住居の提供、 県営住宅 入居の特別 配慮	○ 事業者へ の広報・啓 発	○ 広報、啓 発、教育の 充実	○ 研修	○ 情報提供、 助言、支援 従事者が心 身に被害を 受けること を防止する ための措置	○	○ 市町村の責務 ・保護・捜査・公判盗の過程における 配慮 ・個人情報等の適切な管理
佐賀県	佐賀県犯罪被害者支援条例 平成29年4月1日	無	○	○	○ 名誉又は生活の平穩を 害することのないよう十分 配慮	○ 名誉又は生活の平穩を 害することのないよう十分 配慮	○ 推進計画の 策定 連携体制の 整備	○ 情報提供、 助言、 紹介、犯 罪被害者 等の援助 に精通して いる者を 紹介	○ 助成に関 する情報 提供、助 言	○ 保健医療 サービス、福 祉サービス		○ 一時保護、入所 保護、防犯指 導、刑事手 続きに証人 等として関 与する場合 における特 別の措置、 個人情報の 適正取扱い	○ 一時的な 住居の提供	○ 事業者の 理解促進	○ 教育、広 報、啓発 (名誉又は 生活の平穩 への配慮を 含む)	○ 研修	○ 情報提供、 助言	○	○ 保護又は捜査の過程における配慮
大分県	大分県犯罪被害者等支援条例 平成30年4月1日	有	○ 二次的被害 の状況に 応じて適切 に対応	○	○ 二次的被害 の生じること のないよう	○ 二次的被害 の生じること のないよう	○ 連携体制の 整備	○ 情報提供、 助言、 紹介	○ 助成に関 する情報 提供、助 言	○ 健康医療 サービス、福 祉サービス、 学校におけ る支援	○ 病院付添 い、育児 援助	○ 一時保護、入所 保護、防犯指 導、個人情報の 適正取扱い	○ 県営住宅 入居への 特別配慮、 一時利用 提供	○ 事業者へ の啓発 (二次的被害 の防止を 含む)	○ 広報、啓 発(二次的被害 の防止を 含む)、教育 の充実	○ 研修 (二次的被害 の防止を 含む)	○ 情報提供、 助言	○	○ 市町村の役割

